

有限責任中間法人日本卸電力取引所 市場情報提供サービス規程

(目的)

- 第1条 本規程は、有限責任中間法人日本卸電力取引所が提供する、日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の市場情報提供サービス(以下「本サービス」という。)に関する事項を定めることを目的とする。
2. 本規程の改廃は、本取引所の理事会(以下「理事会」という。)の決議をもって行う。

(提供する情報)

- 第2条 本サービスで提供する情報は次の各号の通りとする。
- (1) 本取引所の定める業務規程(以下「業務規程」という。)に規定されるスポット取引の約定結果
 - (2) 業務規程に規定される先渡定型取引の入札状況および最新約定結果
 - (3) その他本取引所が通知する情報
2. 前項で提供する情報の詳細は、別表(1)に定める。

(利用者)

- 第3条 本サービスは、第9条に定める情報会員のみ利用することができる。

(加入条件)

- 第4条 本取引所に情報会員として加入を希望する者(以下「加入希望者」という。)は、次の各号に定める加入条件に同意しなければならない。
- (1) 本規程、その他本取引所の定める諸規程類の規定事項に同意し、これらを遵守すること。
 - (2) 理事会の定める入会金を現金で納めること。

(加入手続)

- 第5条 加入希望者は、本取引所の定める加入申込書に、住所、氏名又は商号若しくは名称を記載して、これに記名捺印し、本取引所に提出しなければならない。

(審査手続)

- 第6条 本取引所は、前条の加入申込書を受理した後、所定の手続きにより、加入の可否を審査するものとする。
2. 本取引所は、前項の決定内容を、拒絶する場合はその理由を付して、加入希望者に書面をもって通知する。
 3. 本取引所は、第1項に定める審査等のために、加入希望者の臨席を求めて、その意見等を訊くことができる。

(欠格事由)

- 第7条 本取引所は、加入希望者が次の各号のいずれか(以下「欠格事由」という。)に該当する場合、情報会員たる資格を付与することができない。
- (1) 申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れがある場合
 - (2) 本取引所または他の取引所から除名処分を受けた者
 - (3) 過去に入会、脱退を繰り返しており、それら行為が不適切な行為であると理事会が判断した場合

(4) その他理事会が情報会員として不適格であると認める者

2. 情報会員資格取得後、前項の欠格事由に該当するに至った場合、当該情報会員は、情報会員の資格を喪失したものとみなされる。

(入会金の納入等)

第8条 情報会員加入の承認を受けた者は、承認を受けた日から1ヶ月以内に本取引所の定める入会金を納入しなければならない。

2. 本取引所は、前項の手續を完了した者に対し、その氏名又は商号若しくは名称、住所、加入年月日その他必要な事項を本取引所に備える情報会員名簿に登載し、情報会員の証として情報会員証書を交付する。
3. 情報会員は、本取引所を脱退するときは、前項の情報会員証書を本取引所に返還しなければならない。

(情報会員資格の取得)

第9条 情報会員加入の承認を受けた者は、前条の情報会員証書の交付をもって、情報会員たる資格を取得する。

2. 情報会員たる資格を取得したものは、速やかに、当該年度の年会費を支払うものとする。

(年会費)

第10条 情報会員は、本取引所の経費に充てるため、本取引所の事業年度毎に年会費を本取引所に納入しなければならない。

2. 年会費の額は、理事会の決議をもって定め、本取引所の指定する日までにこれを納入するものとする。

(譲渡の禁止)

第11条 情報会員は、本サービスの利用者として有する権利を、第三者に譲渡する、使用させる、名義を変更する行為、または質権の設定その他の担保に供する行為を行ってはならない。

(届出事項)

第12条 情報会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって本取引所に届け出なければならない。

- (1) 欠格事由に該当するに至った場合
 - (2) 氏名または商号もしくは名称を変更したとき
 - (3) 住所または本店もしくは主たる事務所を変更したとき
 - (4) 他の取引所から除名処分を受けたとき
2. 前項に定める場合のほか、本取引所は、合理的な理由に基づき理事会が必要と認める事項について、情報会員に届出又は報告を求めることができる。

(任意脱退)

第13条 情報会員が脱退しようとする場合は、脱退を希望する日の30日前までに、所定の脱退手続きを行い、本取引所に届け出なければならない。

2. 前項の脱退の場合、本取引所は、既に受領した入会金および年会費などその他の債務の払い戻し等は一切行わない。

3. 第1項による脱退後においても、情報会員であったものは、脱退前に発生した年会費その他の支払義務を免れない。

(当然脱退)

第14条 情報会員は、次の各号に定める事由によって当然に脱退したものとみなされる。

- (1) 情報会員たる資格を喪失した場合
 - (2) 情報会員が死亡又は解散した場合
 - (3) 情報会員が除名された場合
2. 前項の脱退の場合、本取引所は、既に受領した入会金および年会費などその他の債務の払い戻し等は一切行わない。
 3. 第1項による脱退後においても、情報会員であった者は、脱退前に発生した年会費その他の支払い義務を免れない。

(情報会員たる地位の承継)

第15条 情報会員につき合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、情報会員たる地位を承継する。

2. 前項の規定により情報会員たる地位を承継したものは、遅延なく、その旨を本取引所に届け出なければならない。

(利用方法)

第16条 情報会員は、以下の各号に掲げる方法により本サービスの提供を受けるものとする。

- (1) 本取引所が提供するホームページの閲覧
 - (2) 本取引所が指定する情報提供事業者(以下「情報ベンダー」という。)の情報提供サービス
2. 情報会員は、前項第1号に定める方法により、本サービスの提供を受ける場合は、本取引所が定める操作方法に従い、本サービスを受けなければならない。
 3. 情報会員は、本サービスの提供を受けるにあたって、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
 4. 情報会員は、当該情報会員名によってなされたすべての行為についての一切の責めを負う。

(利用可能時間)

第17条 本サービスの提供時間は、業務規程第8条に規定する取引システムの稼働時間と同じとする。

2. 本取引所の定める業務規程細則(以下「業務規程細則」という。)第2条の規定に則り、前項の取引システムの稼働時間を変更した場合、本サービスの利用時間も変更されたものとする。このとき、本取引所は速やかに情報会員に変更後の時間を通知する。
3. 業務規程細則第2条の規定に則り、第1項の取引システムを臨時に停止した場合、本サービスも同時に停止されるものとする。このとき、本取引所は速やかに情報会員に本サービスを停止した旨と、本サービス再開の予定について通知する。
4. 情報会員が、前条第1項第2号に定める方法により、本サービスの提供を受ける場合、前三項にかかわらず、本サービスの提供時間は、情報ベンダーの定めによる。

(設備等の準備)

第18条 情報会員は、本サービスを利用するために必要なコンピュータ、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備するものとする。

2. 情報会員は、本サービスを利用するために必要な情報ベンダーとの情報提供にかかる契約および契約から派生する料金の支払等の一切を、自己の費用と責任において行うものとする。

(自己責任の原則)

第19条 本サービスの利用において、情報会員が他の情報会員、本取引所の取引会員、情報ベンダー、または第三者に対して損害を与えた場合、当該情報会員は、自己の費用と責任で解決するものとし、本取引所は一切の責めを負わない。

(著作権等の侵害の禁止)

第20条 情報会員は、本サービスを通じて提供されるすべての画像、数値データ、文章、ソフトウェア等(以下総称し「提供データ」という。)について、本取引所の許諾を得ることなく、これらの一部または全部をそのまま、または改変して転用、複製等を行うことを、メディア、手段の如何を問わずして行ってはならない。

2. 情報会員は、前項で禁止された行為を、第三者にさせてはならない。

(提供される情報の機密保持)

第21条 本取引所から提供される情報は、情報会員内に限定し、情報会員は第三者に開示または漏洩してはならない。

2. 前項の規定は、本取引所がすでに公開した情報等については適用しない。

(その他禁止事項)

第22条 前条の他、情報会員は本サービスの利用に関連し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本取引所もしくは第三者の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 本取引所もしくは第三者の財産またはプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 本取引所もしくは第三者を差別または誹謗中傷する、または本取引所もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪もしくは犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 本取引所または第三者のデータ等を改ざん、または消去等する行為
- (6) 自己の名を用いないで本サービスの提供を受ける行為
- (7) 法令に違反する行為公序良俗に違反する行為
- (8) 前各号の行為を助長する目的の行為

(情報会員の処分)

第23条 本取引所は、情報会員が本規程に反する行為を行ったときは、理事会の決議を経て、その情報会員に対し、除名処分を行うことができる。

(弁明の機会)

第24条 本取引所は、前条の規定に基づき情報会員に対し処分を行う場合には、その情報会員に対してあらかじめその旨を書面をもって通知し、その処分を決定する理事会において弁明する機会を与える。

2. 前項の場合において情報会員の除名については、その理事会の会日の10日前までに、その情報会員に対しその旨および除名の理由を記載した書面を送付するものとする。
3. 第1項の場合において、弁明の機会が与えられた情報会員が、正当な理由なくして理事会に出席しないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。

(処分の通知および掲示)

第25条 本取引所は、情報会員に対する処分を決定したときは、遅滞なく、理由を付してその旨を書面をもって本人に通知する。

(免責)

第26条 本取引所は、情報会員が本サービスを利用することにより、または利用できなかったことにより生じた損害について、一切の責めを負わない。

2. 本取引所は、情報会員が本サービスを利用することによって生じた第三者への損害、および第三者による情報の改ざんや漏洩などにより発生した損害について、一切の責めを負わない。
3. 本取引所は、本サービスで提供する情報について、その完全性、確定性、有用性などに関するいかなる保証も行わない。
4. 本取引所は、情報会員が本サービスを利用するに際し、準備を必要とするいかなる機器およびソフトウェアについて、一切その動作保証を行わない。

(臨機の処置)

第27条 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本規程の趣旨に準じて理事会がこれを定める。ただし、緊急の必要性がある場合は、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者が臨機の処置を行うことができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

制定施行 平成17年2月25日

別表(1)

提供する情報の詳細

提供する情報		
スポット取引	商品ごと	システムプライス
		分断されたエリアごとの約定価格および約定量
先渡定型取引	商品ごと	入札の状況(ザラバの入札状況)
		最新約定価格
		前日までの取引の最高値, 最安値, 約定量, 約定件数
		取引日ごとの最高値, 最安値, 約定量, 約定件数
その他		本取引所が通知する情報